

CONGRESS HALL

PRE-MODERN 時代 (1776-1971)

- 米国の歴史上、ほとんどor 全く、死刑に対する全米的な規制なし
- 死刑への規制は、州 or 地域の法律に全て委ねていた
- 死刑制度の設計（制定法、訴追のルール、死刑対象犯罪の見直しシステム）は、そのほとんどが、州に委ねられていた
- 地域で選挙によって選ばれた検察官が、個々の被告人について死刑を求めべきか決める責任を負っていた
- 1960年代に変化の兆し：数多くの事案で、戦略的に憲法上の主張がなされ、その努力は、画期的な2判決（現代型死刑判例法）に結実した

死刑に対する憲法による規制の始まり

- 連邦最高裁判所は、アメリカ合衆国憲法を用いて、各州の死刑制度や執行手続に対してコントロールをし始めた
- 連邦最高裁判所が死刑制度に対して規制を及ぼす根拠とした条文は主として2つある
 - 修正8条 「残虐で異常」な刑罰の禁止
 - 修正14条 「生命、自由、または財産を適正手続なく奪うこと」の禁止

アメリカ合衆国憲法 修正第8条 「残虐で異常な刑罰」の禁止

アメリカ合衆国憲法 修正第8条

- 「過大な額の保釈金を要求し、過大な罰金を科し、または残虐で異常な刑罰を科してはならない。」

日本国憲法 第36条

- 「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」

※邦訳は<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>に依拠した。

アメリカ合衆国憲法 修正第14条 「適正手続条項」

アメリカ合衆国憲法 修正第14条

- 「合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。」

日本国憲法 第31条

- 「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、またはその他の刑罰を科せられない。」

日本国憲法 第32条

- 「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ。」

ファーマン 対 ジョージア判決 (1972)

- 全員一致によるものではない—各判事が個別意見を書いた（前代未聞の事態）
- 当時、アメリカに存在していた死刑のすべてをこの時点で廃止する効果
- 多くの州で直ちに、予想を上回る激しい政治的反発が起きた
- 結果として、4年後、各州の新しいかたちの死刑制度が改めて承認されることとなった

グレッグ対ジョージア判決 1976

- 連邦最高裁判所は、ファーマン判決を受けて州の立法者によって新たに制定された新しい死刑制度を合憲とした。
- この判決は、「現代」の憲法による死刑に対する規制の指針となった
- 1976年以来、連邦最高裁判所は、主としてグレッグ対ジョージア事件において提示した原則に基づいて複雑ないくつもの原則（ルール）を打ち出し、これを通して死刑に対して規制をかけてきた
- 学者たちは、連邦の最高裁判所のこのような憲法による死刑に対する規制を死刑事件における「スーパーデュープロセス」と呼んだ

判決確定前の手続きで解決できなかった 憲法上の主張を裁判で争う機会

- 連邦法と州法は、判決確定前の手続きで解決できなかった憲法上の主張を争う仕組みを制度化している。こうした憲法上の主張には、新たな事実の解明を理由としたものや、判決確定後に生じた事情に基づく主張がある
- 例えば、Ford v. Wainwright や Panetti v. Quarterman は、執行を受ける能力に関する判例である
- Baze v. Rees や Glossip v. Gross は執行方法に関する判例である
- 判決の確定により、解決されなかった憲法上の主張を裁判で争う権利は消滅しない。そして、フォード判決のような例は、判決確定後に裁判で争う機会の必須であることを確認している

事前に告知のない死刑執行

- アメリカでこのような実務を許している州はない
- 事前告知（それに加えて伝統的に、執行前に悔悟する機会を与えること）は、米国における死刑の歴史に深く根付いた考え方である
- 歴史的に、刑務所は教誨師や宗教上のカウンセリングを受刑者に提供してきた
- 米国の歴史が始まったばかりの頃は、主としてキリスト教国。その頃の死刑は、死刑確定者に最後の魂の救済（主にキリスト教で罪業（Sin）からの）の機会を与えるという目的をもつものであった
- 多くの州法は、今日、最低限の事前告知期間を設けている（例えば90日）
- 事前告知をせずに執行をするというのは、米国の歴史と伝統に反しており、そのような実務上の運用をすれば、修正8条の残虐で異常な刑罰の禁止や修正14条の適正手続に反する可能性がある

事件が係属している最中の死刑執行？

- 技術的に、米国の法制度においても可能であるが、そのような実務上の運用は否定されてきたし、連邦最高裁の保守的な判事たちですらそのような立場をとっている
- 米国においてこの問題に類似するのが所謂、「儀礼上投ぜられる5つめの票（Courtesy fifth vote）」
- 裁量上告を受理するには4票以上が必要である
 - 死刑の執行を停止するには5票以上が必要（4人だけが裁量上告の受理に賛成している場合、裁量上告は受理されるが、執行の停止はできない。そのため、一応事件について審理するために、裁量上告に反対している5人目の判事が「儀礼的に」5つめの票を投じる）
 - 保守派であるジョン・ロバーツ連邦最高裁長官は、2005年に最高裁判事に任命される際の公聴会で、死刑執行を停止するため、5つめの「儀礼上」の票を投じることについて「明らかに理にかなっていると思う」と答えた
- 米国において事件が係属中に執行してはならないという確立した憲法判例はない。なぜなら、州は、裁判所の判断が出るまで執行を差し控えてきたし、裁判所は大抵、予定された執行の時までに事件についての判断を終えるか、判断にさらなる時間を要する場合には、死刑の執行停止を命じてきたからである
 - もし、事件が係属中に州が執行しようとするようなことがあれば、死刑囚は、必ず、憲法上の問題であるとして争い、適正手続違反としてかなり説得力のある議論が可能である

弁護人に対して、死刑囚が弁護人に会いたくないと述べていることを理由として、接見を拒めるか？

- 拒めない。もし、死刑囚が弁護人と会うことを拒んでいるとしたら、弁護人は、死刑囚が弁護人の選任権を放棄する能力を有しているかについて、裁判所における聴聞の機会を請求することができる
- これは死刑を執行される能力を有するかという基準に関連するが、異なる基準が妥当する
 - 修正8条 死刑を受刑する能力を欠いた人に対する執行を禁じている
 - 修正14条 裁判を受ける権利や適正手続は、知りながら、理性的に、かつ任意に放棄されたのでない限り、保障する